

令和4年度

資材価格定期調査業務

特別仕様書
(当初)

関東農政局土地改良技術事務所

<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(調査対象) 第1-3条</p> <p>(管理技術者) 第1-4条</p> <p>(担当技術者) 第1-5条</p> <p>(配置技術者の確認) 第1-6条</p>	<p>本業務の実施にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記事項は、この特別仕様書(案)によるものとする。</p> <p>本業務は、農林水産省関東農政局管内における建設資材等の実勢取引価格を調査し、令和4年度及び令和5年度(以下「次年度」という。)における直轄工事の設計・積算に用いる設計材料単価等を決定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>調査対象範囲は、関東農政局管内における国営農業農村整備事業の実施範囲で、別紙-1に示す地域名・地区名のとおりである。</p> <p>管理技術者については、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、業務に該当する部門又はこれと同等の能力と経験を有する者であり、次のいずれかに該当しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="430 929 1428 1624"> <thead> <tr> <th>資格等</th> <th>部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業-農業土木 農業-農業農村工学 建設-施工計画、施工設備及び積算</td> </tr> <tr> <td>建設</td> <td>施工計画、施工設備及び積算</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学・工学等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業土木技術管理士</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルテングマネージャー</td> <td>農業土木/施工計画、施工設備及び積算</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>同等の能力を有する技術者</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：「同等の能力を有する技術者」を選定する場合は、予め発注者の確認を得るものとし、大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有する者とする。</p> <p>担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。</p> <p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当</p>	資格等	部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学 建設-施工計画、施工設備及び積算	建設	施工計画、施工設備及び積算	農業	農業土木、農業農村工学	博士	農学・工学等		農業土木技術管理士	—	—	シビルコンサルテングマネージャー	農業土木/施工計画、施工設備及び積算	—	同等の能力を有する技術者	—	—
資格等	部門	選択科目																					
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学 建設-施工計画、施工設備及び積算																					
	建設	施工計画、施工設備及び積算																					
	農業	農業土木、農業農村工学																					
博士	農学・工学等																						
農業土木技術管理士	—	—																					
シビルコンサルテングマネージャー	農業土木/施工計画、施工設備及び積算	—																					
同等の能力を有する技術者	—	—																					

<p>(保険加入) 第1-7条</p>	<p>する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>2. 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p> <p>受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>
<p>(機密の保持) 第1-8条</p>	<p>受注者は、本業務にかかる一切の成果を他に漏らしたり、転用したりしてはならない。</p>
<p>(著作物の使用等) 第1-9条</p>	<p>1. 受注者は、本業務のため作成し提供する成果物に著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物及び著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物（以下「著作物等」という。）が含まれる場合には、その使用に関する一切の責任を負うものとする。</p> <p>また、当該著作物等が受注者の著作物でない場合は、受注者がその責任において当該著作物の著作者から使用許諾を得て、あらかじめ権利問題等の解決を図っておくものとする。</p> <p>2. 発注者は、本業務の成果物のうち著作物等に該当する部分は、著作者の許諾を得た範囲内において、自由に使用、複製、展示、配布、改変、公表、頒布、譲渡、貸与等できるものとする。</p> <p>3. 一般財団法人建設物価調査会が発行・サービスする「建設物価」、「土木コスト情報」、「Web建設物価」及び一般財団法人経済調査会が発行・サービスする「積算資料」、「土木施工単価」、「積算資料電子版」（以下、「市販図書等」という。）による調査価格については、業務請負契約書第6条第1項、第2項及び第4項は適用しない。</p>
<p>(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-10条</p>	<p>本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 2. 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 3. その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

第2章 業務内容
(業務概要)
第2-1条

4. 業務成果品のミス、不備 等

本業務は、以下の1.～3.について実勢取引価格（消費税及び地方消費税を含まず）を調査するものである。

1. 建設資材価格定期調査

(1) 特別調査

一般に使用される建設資材のうち、市販図書等に掲載がない資材は、以下及び第2-3条の条件により調査する。

1) 地域資材

地域資材は、県単位で価格が設定されるもので調査対象の規格数については別紙-2に示すとおりである。

2) 地区資材

地区資材は、市町村単位で価格が設定されるもので調査対象の規格数については、別紙-4に示すとおりである。

(2) 一般調査（購入）

一般に使用される建設資材のうち、市販図書等に掲載している資材等で、受注者はこれを単価データとして購入のうえ、発注者のコンピュータシステムに登録等を行うため、別に貸与を行う「資材等価格表（令和4年4月期）」及び「基礎単価平均化ツール入力シート作成要領」に基づき、別紙-8に示す基礎単価平均化ツール入力シート（以下、「入力シート」という。）を一般財団法人建設物価調査会及び一般財団法人経済調査会の両調査会分作成し、提出するものとする。なお、調査資材等が記載された入力シートデータは、契約後に発注者が提供する。調査対象の規格数は別紙-6に示すとおりである。

1) 地域資材単価及び地区資材単価

市販図書等に掲載がある資材単価である。

2) 市場単価及び土木工事標準単価

市販図書等に掲載がある価格である。

3) 機械器具賃料

市販図書等に掲載がある機械の賃料である。

4) 仮設材損料基礎価格・仮設材賃料

市販図書等に掲載がある仮設材損料基礎価格及び仮設材賃料である。

2. 建設資材価格次年度調査

(1) 特別調査

1) 地域資材及び地区資材

調査は、1.(1)の特別調査によるものとする。なお、調査対象資材及び資材数は別紙-2、3、4に示すとおりである。

2) 事業所単独資材

事業所単独資材は、地域資材・地区資材に無い資材で、事業(務)所・支所毎の必要性により調査を行うもので、調査対象の規格数については別紙-5に示すとおりである。

(2) 一般調査（購入）

一般調査の調査対象資材及び規格数は別紙-6のとおりである。

1) 地域資材、地区資材、市場単価及び土木工事標準単価、機械器具賃料及び仮設材損料基礎価格・仮設材賃料

<p>(調査対象業者の選定)</p>	<p>調査は、1. (2) 1) ~ 4) によるものとする。</p> <p>2) 基準材料単価 (施工パッケージ型積算方式) 市販図書等に掲載がある資材単価、機械器具賃料である。</p> <p>3. 産業廃棄物処理費調査 調査対象品目については、建設工事に伴って発生する産業廃棄物のうち、建設廃材 (アスファルト廃材・コンクリート廃材 (無筋)・コンクリート廃材 (有筋)・二次製品廃材)、廃プラスチック類 (廃シート類:土砂混入)、金属くず、汚泥 (舗装切断時に発生する排水)、廃木材 (建設木くず) とし、中間処分費及び最終処分費の調査を行う。 令和4年度資材等価格表記載の処理業者数は、別紙-7のとおりであるが、自治体毎の産業廃棄物処分業者名簿から新規許可、許可期限を越えた業者を確認のうえ調査する。</p>
<p>第2-2条</p>	<p>1. 建設資材価格 (定期、次年度) 調査 調査対象業者は、調査の目的にあった取引が集中する流通段階 (メーカー、問屋及び特約店など) における取り扱い業者を母集団とし、その中から対象資材の取扱量が多くかつ信頼度の高い、代表的な業者を選定するものとする。 選定方法は、対象資材の販売高、又は主なメーカーとの取引高、販売エリア等のデータについて各種資料を基に調べるほか、調査対象地域内の購入実績等も参考に、受注者の知識、経験による判断を加え、母集団を代表する上位業者の中から市場価格を特定するのに必要十分数を選定するものとする。</p> <p>2. 産業廃棄物処理費調査 産業廃棄物処分許可業者名簿に記載があり、直轄事業実施地区とそれに境界を接する市町村内の中間処理業者及び最終処分業者を対象とする。</p>
<p>(価格の条件)</p> <p>第2-3条</p>	<p>建設資材価格 (定期、次年度) 調査条件は、以下のとおりとする。</p> <p>1. 取引数量 大口需要者を対象とした継続的な取引において、最も一般的とみなされる取引数量を基準とする。</p> <p>2. 荷渡し条件 荷渡し条件は、現場着単価とする。 但し、対象資材によってこれによりがたい場合は、通常行われている商習慣に従って、工場渡し及び問屋倉庫渡し等とし、その旨を報告書に記載しなければならない。</p> <p>3. 決済条件 決済条件は、現金決済を原則とする。 なお、60日以内の支払いは、現金決済と同様とする。</p>
<p>(調査方法)</p> <p>第2-4条</p>	<p>1. 建設資材価格定期調査 (1) 特別調査 特別調査は、調査対象業者を訪問して行う「面接調査」又は電話で聞き取</p>

りを行う「電話調査」を基本とし、必要に応じ補足調査を行うものとする。
上記の方法で調査できない場合は、メーカー又は取扱い業者を調査対象業者とし、見積徴集等を行い報告することができる。
地区資材の調査にあたっては、事業(務)所・支所の令和4年度工事実施予定場所により調査都市を設定して調査を行うものとする。
なお、関係市町村は別紙-1を想定している。

(2) 一般調査(購入)

一般調査は、市販図書等に掲載されている価格を調査するものとする。
なお、調査対象となる価格データは、磁気記憶媒体等に格納し、複数のコンピュータで共同利用するため、市販図書等の発行元に共同利用の許諾を得ることとし、それにかかる費用を負担するものとする。

2. 建設資材価格次年度調査

(1) 特別調査

特別調査は、第2-4条1.(1)に準じて行うものとする。

- 1) 地区資材の調査にあたっては、事業(務)所・支所の令和5年度工事実施予定場所により調査都市を設定して調査を行うものとする。
なお、関係市町村は別紙-1を想定している。
- 2) 事業所単独資材については、監督職員が調査前に事業(務)所・支所から聞き取りを行い、調査品目を決定するものとする。

(2) 一般調査(購入)

一般調査は、第2-4条1.(2)に準じて行うものとする。

3. 産業廃棄物処理費調査

産業廃棄物処理費調査は、電話調査又は通信調査により行うものとする。ただし、令和4年度資材等価格表記載の調査先と違う場合は、各地方公共団体が発行する産業廃棄物処理業に係る許可番号が確認出来る資料を報告するものとする。
なお、処理費は処理場までの運搬費を含まず、消費税抜きの価格を報告するものとする。

4. 注意事項

規格・仕様等に特に指定のない場合は、以下の図書に適合する建設資材価格を調査するものとする。

なお、最新の図書が発刊された場合は最新版を適用するものとする。

- (1) 「土木工事共通仕様書 平成15年3月 農林水産省農村振興局」
- (2) 「施設機械工事等共通仕様書 平成26年3月 農林水産省農村振興局」
- (3) 「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編) 平成31年度版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」

(調査時期等)
第2-5条

1. 建設資材価格定期調査

(1) 特別調査

改定月の前々月の下旬から改定月の前月の月上旬までの市場における取引実態を毎月調査するものとする。なお、価格改定は令和4年6月～令和5年2月とする。

(2) 一般調査（購入）

令和4年5月号～令和5年2月号の市販図書等の掲載価格を毎月調査するものとする。ただし、市場単価及び土木工事標準単価は、夏号、秋号、冬号に掲載される単価を調査する。

2. 建設資材価格次年度調査

(1) 特別調査

令和5年1月下旬から2月上旬までの市場における取引実態を調査するものとする。

(2) 一般調査（購入）

令和5年3月号における市販図書等にある単価を調査するものとする。ただし、市場単価及び土木工事標準単価は、令和5年春号に掲載される単価を調査するものとする。

また、基準材料単価（施工パッケージ型積算方式）については、令和4年4月号の単価を報告するものとする。

3. 産業廃棄物処理費調査

令和5年2月1日時点の各々の処理業者の処理費用を調査し報告するものとする。

(調査価格の決定)

第2-6条

1. 建設資材価格（定期、次年度）調査

特別調査による資材等の価格は、調査時点において実勢取引価格が最も多かった価格（最頻値）によるものとし、取引実績が少なく、価格の決定が困難なものについては類似資材の周辺価格、経済動向等を考慮した、適正な価格としなければならない。

なお、価格の決定方法及び調査依頼と報告内容（資材等の規格・仕様）との整合などについて、管理技術者による事前確認を行い、発注者に調査価格を報告するものとする。

2. 産業廃棄物処理関係調査

産業廃棄物処理費調査については、各々の処理業者の処理費用とする。

(価格の決定根拠)

第2-7条

1. 価格決定根拠資料

建設資材価格次年度調査のうち、監督職員が指示する5品目について、資材価格決定根拠資料を提示するものとする。

なお、資材の価格決定根拠資料は以下によるものとする。

(1) 価格決定説明書

- 1) 調査対象業者の選定方法
- 2) 価格調査を行ったメーカー等の価格調査状況
- 3) 調査価格の信頼性判定
- 4) 最終価格の決定

(2) 受注者内部の審査状況

- 1) 内部の審査結果
- 2) 内部審査資料

(3) その他、監督職員の指示する資料

(再委託)
第2-8条

業務請負契約書第7条(一括再委託等の禁止)第1項に規定する「主たる部分」とは、共通仕様書第1-28条に示すほか、次の事項とする。

1. 調査実施にあたっての計画策定
2. 調査対象業者の選定
3. 価格調査(面接調査・通信調査等)
4. 調査価格の決定(一般調査資材を除く)
5. 価格決定資料の作成(一般調査資材を除く)

(資料の貸与)
第2-9条

本業務に必要と認められる発注者の貸与資料については以下のとおりであるがその取り扱いについては、十分留意すること。

別紙-2~7に示す資材等の規格の詳細は、貸与資料を参照することとする。

受注者は、発注者が提供するデータファイルについて、発注者の承諾なくプログラム等を変更してはならない。また、発注者が提供する全ての資料について、本契約に基づく成果品の作成以外の目的で使用してはならない。

なお、貸与資料については使用後速やかに返却するものとする。

1. 資材等価格表(労務単価・資材単価) 令和4年4月
2. 資材等価格表(機械損料・仮設材損料) 令和4年4月
3. 資材等価格表(産業廃棄物処理費) 令和4年4月
4. 令和3年度資材価格定期調査業務報告書
5. 関東農政局設計材料単価決定要領
6. 基礎単価平均化ツール入力シート作成要領

第3章 業務管理
(情報共有システムの業務)
第3-1条

1. 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
2. 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」によるものとする。

掲載場所：農林水産省ウェブページ

「工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について」
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf>

3. 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第4章 打合せ
(打合せ)
第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回：業務着手段階

第2回：次年度調査資材検討時点

最終回：報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打合せ記録簿を作成し、打合せの都度、その内容について監督職員と相互に確認するものとする。

<p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条</p> <p>(成果物の提出) 第5-2条</p> <p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条</p> <p>第7章 定めなき 事項 (定めなき事項) 第7-1条</p>	<p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>1. 調査報告書 作成段階は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 建設資材価格定期調査は、原則、市販図書等に掲載がない資材については調査月、市販図書等に掲載がある資材については価格が掲載される月号の前月25日(25日が休日等の場合は翌営業日)まで</p> <p>(2) 建設資材価格次年度調査及び産業廃棄物処理関係調査は令和5年3月24日まで</p> <p>2. 標準積算システム取込用単価データ</p> <p>(1) 建設資材単価定期調査及び建設資材価格次年度調査を行った資材については、別紙-8示す入力シートにより作成して提出するものとする。</p> <p>3. 成果物の電子媒体(CD-R又はDVD-R) 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体により別途1部を提出するものとする。</p> <p>4. 成果物の出力1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>〒332-0026 埼玉県川口市南町2-5-3 関東農政局土地改良技術事務所</p> <p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1-3条に示す調査対象範囲に変更が生じた場合。</p> <p>(2) 第2章に示す業務内容、調査規格及び数量等に変更が生じた場合。</p> <p>(3) 第4-1条に示す打合せに変更が生じた場合。</p> <p>(4) 第5-1条に示す成果物に変更が生じた場合。</p> <p>(5) 履行期間の変更が生じた場合。</p> <p>本仕様書に明記のない事項及び業務遂行上疑義を生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。</p>
---	---

調査対象地域一覧表

地域名	地区名	関係市町村	事業(務)所名	住 所
茨城	御前山	常陸大宮市	那珂川沿岸農業水利事業所	茨城県水戸市中河内町960-1
	常北	那珂市、城里町、常陸大宮市		
	水戸	水戸市、ひたちなか市、那珂市、茨城町、大洗町、東海村	茨城中部農地整備事業所 (水戸地区のみ)	茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1023-1
	鬼怒川南部	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、八千代町	栃木南部農業水利事業所 鬼怒川南部支所	栃木県小山市中央町3-7-1
栃木	栃木南部	栃木市、小山市、野木町	栃木南部農業水利事業所 栃木南部農業水利事業所 鬼怒川南部支所	栃木県小山市中央町3-7-1
群馬	赤城	前橋市、渋川市	利根川水系土地改良調査 管理事務所 赤城西麓支所	群馬県渋川市石原320-2
	利根・沼田	沼田市、昭和村		
埼玉	荒川中部	本庄市、深谷市、寄居町	荒川中部農業水利事業所	埼玉県深谷市岡2381-1
千葉	印旛沼	佐倉市、成田市、八千代市、印西市、栄町、酒々井町	印旛沼二期農業水利事業所	千葉県佐倉市宮小路町28
	手賀沼	船橋市、松戸市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市	手賀沼農地防災事業所	千葉県柏市根戸471-1
	旭	旭市、東庄町	利根川水系土地改良調査 管理事務所 大利根用水支所	千葉県旭市口1247-4
	匝瑳	匝瑳市、横芝光町		
山梨	釜無	韮崎市、南アルプス市	西関東土地改良調査管理事務所 釜無川支所	山梨県南アルプス市飯野2812-1
長野	竜西	飯田市、松川町、高森町	西関東土地改良調査管理事務所 竜西支所	長野県飯田市高羽町6-1-5
静岡	浜松	浜松市(旧浜松市、旧浜北市、旧細江町)	三方原用水二期農業水利事業	静岡県浜松市中区砂山町350-5
	天竜	浜松市(旧天竜市)		
	袋井・磐田	磐田市・袋井市	西関東土地改良調査管理事務所	静岡県菊川市加茂2280-1
8 県	17地区		13事業所等	

建設資材価格（次年度）調査 特別調査資材（関東独自地域資材単価）

（単位：規格数）

分類1		分類2		次年度調査
コード	名称	コード	名称	
C1	関東独自	1	接合部品（铸铁管類）	8
C1	関東独自	22	空気弁	8
C1	関東独自		硬質塩化ビニル管継手	24
C1	関東独自		仕切弁等	8
			合計	48

建設資材価格（次年度）調査 特別調査資材（機械器具賃料）

（単位：規格数）

分類1		分類2		次年度調査
コード	名称	コード	名称	
06	その他の機器	010	グラインダー	8
06	その他の機器	011	パイプカッター	8
06	その他の機器		ジェットヒータ	32
07	試験測定機器	009	試験測定機器	224
			合計	272

建設資材価格（次年度）調査 特別調査資材（仮設材損料基礎価格）

（単位：規格数）

分類1		分類2		次年度調査
コード	名称	コード	名称	
09	電気材料及び機器	14	ケーブル・電線	6
09	電気材料及び機器	15	送柱材料	34
			合計	40

建設資材価格（次年度）調査 特別調査資材（FRPM価格）

（単位：規格数）

分類1		分類2		次年度調査
コード	名称	コード	名称	
-	FRPM管（直管）	-		473
-	FRPM管（曲管）	-		48
-	FRPM管 内挿用（直管・曲管）	-		58
			合計	579

建設資材価格（次年度）調査 特別調査資材（事業所単独資材単価）

（単位：規格数）

項 目		規格数	備 考
事業所単独調査品目	配管材	890	
	鋼製二次製品	54	
	コンクリート二次製品	381	
	その他	24	
	小 計	1,349	
	那珂川	116	
	茨城中部	219	
	鬼怒川南部	4	
	栃木南部	20	
	赤城西麓	0	
	荒川中部	157	
	印旛沼	151	
	手賀沼	23	
	大利根用水	0	
	釜無川	17	
	竜西	8	
	三方原	12	
	天竜川下流	0	
	小 計	727	
計		2,076	

建設資材価格（定期、次年度）調査 一般調査（購入）資材

1. 地域資材単価

（単位：規格数）

市販図書名	定期調査											次年度調査	
	4月調査	5月調査	6月調査	7月調査	8月調査	9月調査	10月調査	11月調査	12月調査	1月調査	合計		
積算資料・積算資料電子版	8,392	8,392	8,392	8,392	8,392	8,392	8,392	8,392	8,392	8,392	8,392	83,920	8,392
建設物価・web建設物価	8,918	8,918	8,918	8,918	8,918	8,918	8,918	8,918	8,918	8,918	8,918	89,180	8,918

2. 地区資材単価

（単位：規格数）

市販図書名	規格数											次年度調査	
	4月調査	5月調査	6月調査	7月調査	8月調査	9月調査	10月調査	11月調査	12月調査	1月調査	合計		
積算資料・積算資料電子版	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	2,160	247
建設物価・web建設物価	569	569	569	569	569	569	569	569	569	569	569	5,690	601

3. 市場単価、土木工事標準単価

（単位：規格数）

市販図書名	規格数				次年度調査
	6月調査	9月調査	12月調査	合計	
土木施工単価	14,438	14,438	14,438	43,314	14,438
土木情報コスト	14,438	14,438	14,438	43,314	14,438

4. 機械器具賃料

（単位：規格数）

市販図書名	規格数											次年度調査	
	4月調査	5月調査	6月調査	7月調査	8月調査	9月調査	10月調査	11月調査	12月調査	1月調査	合計		
積算資料・積算資料電子版	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	11,920	1,192
建設物価・web建設物価	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	11,840	1,184

5. 仮設材損料基礎価格

（単位：規格数）

市販図書名	規格数											次年度調査	
	4月調査	5月調査	6月調査	7月調査	8月調査	9月調査	10月調査	11月調査	12月調査	1月調査	合計		
積算資料・積算資料電子版	153	153	153	153	153	153	153	153	153	153	153	1,530	153
建設物価・web建設物価	157	157	157	157	157	157	157	157	157	157	157	1,570	157

6. 仮設材賃料

（単位：規格数）

市販図書名	規格数											次年度調査	
	4月調査	5月調査	6月調査	7月調査	8月調査	9月調査	10月調査	11月調査	12月調査	1月調査	合計		
積算資料・積算資料電子版	2,856	2,856	2,856	2,856	2,856	2,856	2,856	2,856	2,856	2,856	2,856	28,560	2,856
建設物価・web建設物価	2,888	2,888	2,888	2,888	2,888	2,888	2,888	2,888	2,888	2,888	2,888	28,880	2,888

7. 基準材料単価（施工パッケージ型積算方式）

市販図書名	次年度調査
積算資料・積算資料電子版	176
建設物価・web建設物価	177

※東京単価

合 計

（単位：規格数）

市販図書名	規格数合計											次年度調査	
	4月調査	5月調査	6月調査	7月調査	8月調査	9月調査	10月調査	11月調査	12月調査	1月調査	合計		
積算資料・積算資料電子版	12,809	12,809	12,809	12,809	12,809	12,809	12,809	12,809	12,809	12,809	12,809	128,090	13,016
建設物価・web建設物価	13,716	13,716	13,716	13,716	13,716	13,716	13,716	13,716	13,716	13,716	13,716	137,160	13,925
土木施工単価			14,438			14,438			14,438			43,314	14,438
土木情報コスト			14,438			14,438			14,438			43,314	14,438

産業廃棄物処理費調査

項 目		業者数	備 考
茨城県	産業廃棄物処理業者	119	
栃木県	産業廃棄物処理業者	101	
群馬県	産業廃棄物処理業者	83	
埼玉県	産業廃棄物処理業者	40	
千葉県	産業廃棄物処理業者	102	
山梨県	産業廃棄物処理業者	60	
長野県	産業廃棄物処理業者	81	
静岡県	産業廃棄物処理業者	66	
計		652	

基礎単価平均化ツール 入力シート

〇〇調査会発行図書用

対象年月 20〇〇年 〇月号

